

資料1



地球温暖化対策計画及び パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 の論点について

小泉環境大臣提出資料



温対計画と長期戦略

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

- 2030年目標達成のための地球温暖化対策の具体的な対策・施策を取りまとめるもの。
- 政府や地方自治体の実行計画もこれに即して作成。
- 地球温暖化対策推進法に基づき作成。

パリ協定に基づく長期戦略としての成長戦略（令和元年6月11日閣議決定）

- 2050年目標、それへ向けた将来の産業や地域のビジョンを示すもの。
- パリ協定に基づき作成。

新たな地球温暖化対策計画の論点

○地球温暖化対策の基本的方向

- 2050年カーボンニュートラルに向けた経済社会の変革を踏まえて、地球温暖化対策を我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にいかに関与することができるか。
- 国民、国、地方公共団体、事業者といった全ての主体の意識の改革、行動変容をいかに進めるか。

○具体的な地球温暖化対策・施策

- 中期目標の裏付けとなる主要な温室効果ガス削減対策として、省エネ深掘りや非化石エネルギーの導入拡大（再エネの主力電源化への取組等）をいかに進めるか。
- 政府など公共部門による率先実行として、民間部門を牽引する上でどのような取組を行うべきか。
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換や脱炭素型地方創生のための新たな取組はどうあるべきか。
- 世界の脱炭素化を牽引するため、海外での排出削減をどのように進めるべきか。

長期戦略の見直しに当たっての論点

- 見直しに当たっては、例えば、以下の観点を踏まえるべきではないか。
 - ✓ 「2050年カーボンニュートラル」は「2050年までに80%削減」「（脱炭素社会を）今世紀後半のできるだけ早期に実現」という従来の政府方針と比べて大幅な前倒しであり、その実現に向けて大胆に産業構造や経済社会の変革を進める必要があり、政策の予見性を高め、あらゆる主体の取組・投資やイノベーションを加速させることが重要である。
 - ✓ 世界全体が新型コロナウイルス感染症という歴史的危機に直面する中で、コロナ危機により世の中は大きく変化しており、気候変動・エネルギー対策もこの変化に対応する必要がある。コロナ前の社会に戻るのではなく、持続可能で強靱な社会システムへの変革を実現することが求められている。
- エネルギー分野における2050年に向けた道筋の議論、国民・生活者目線に立った地域の脱炭素化に関する議論等が進んでいるが、これらを踏まえてどのように長期戦略を見直すべきか。
- 国内外へのわかりやすい発信という観点から、どのように見直すべきか。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年10月公布)

1. 法目的

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- **地球温暖化対策計画**の策定 (温対本部を経て閣議決定) ※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- **地球温暖化対策推進本部**の設置 (本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 官房長官・環境大臣・経産大臣)

3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

政府実行計画・地方公共団体実行計画

- 政府実行計画
政府 **自らの事務・事業の排出量の削減計画**
- 地方公共団体実行計画
事務事業編
自治体 **自らの事務・事業の排出量の削減計画**
区域施策編
都道府県・政令市・中核市等以上の市も、**自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画**策定義務

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者 (エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者) に、**排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け**、国が集計・公表
- 事業者単位での報告

森林等による吸収作用の保全等

地球温暖化防止活動推進センター等

- **全国地球温暖化防止活動推進センター** (環境大臣指定)
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- **地域地球温暖化防止活動推進センター** (県知事等指定)
- **地球温暖化防止活動推進員**を県知事等が委嘱

排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制 (高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等)
- 日常生活における排出抑制 (製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等)

これら**排出抑制の有効な実施の指針を国が公表**
(産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み)

(参考) パリ協定における長期戦略の位置づけ

- COP21(2015年12月)で採択されたパリ協定において、全ての締約国は、温室効果ガス排出削減のための長期的な戦略を策定するよう努めることが招請されている。

パリ協定の基本的考え方

●長期目標（2℃目標、1.5℃努力目標）

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求。
- ・出来る限り早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成。
- ◆先進国、途上国を問わず、特定年次に向けての世界の削減数値目標は合意されなかった。

●プレッジ&レビュー

- ・主要排出国を含む全ての国が自国の国情に合わせ、**温室効果ガス削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）**を策定し、5年ごとに条約事務局に提出・更新。
- ・各国は目標の達成に向けた進捗状況に関する情報を定期的に提供。提出された情報は、専門家によるレビューを受ける。
- ◆先進国、途上国を問わず、特定の排出許容量をトップダウンで決める方式は採用されなかった。
また、目標が未達の場合にクレジットを購入してオフセットするペナルティも導入されなかった。

●長期低排出発展戦略

- ・全ての締約国は、**長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略**を作成し、及び通報するよう努力すべきであるとされた。
- ◆COP21決定において、長期低排出発展戦略について、**2020年までの提出が招請**されている。

※現在の戦略は令和元年6月11日閣議決定